

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 5 日

部局事務担当者 各位

総務部職員課長
(公印省略)

個人番号（マイナンバー）の提出について

日頃より、マイナンバー提出業務にご協力いただきありがとうございます。
新規雇用者のマイナンバー提出につきまして、下記の通りご周知いただくようお願いいたします。

1. 通知カードの取扱いについて

法改正に伴い、令和 2 年 5 月 25 日にマイナンバーの「通知カード」の新規発行等の手続きが廃止となりました。

通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている項目と一致しない場合、通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できません。

一致していない項目がある場合は、通知カード以外の書類（マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の写し）を提出するようお願いいたします。

なお、マイナンバーの通知は令和 2 年 5 月 25 日より、従来の通知カードに代わり「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては利用できません。

2. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面にマイナンバーが記載されています。まれに表面のみの写しを提出される方が見受けられます。表面のみの場合、マイナンバーの確認ができないため、必ず裏面の写しを提出するようお願いいたします。

【担当】

総務部職員課給与支給係

内線：8062 mail：jnsikyu@acs.u-ryukyu.ac.jp